

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

フード連合／政策情報 No.4

「第 23 回食品業界労使による懇談会」を開催



「第23回食品業界労使による懇談会」が1月28日（火）に労働組合側27名（26組合）、経営側25名（23社）が参加し開催されました。

懇談会では、はじめに労働組合側代表として松谷和重（フード連合会長）よりご挨拶を行い、続いて、五野琢也（フード連合労働局長）よりフード連合2014春闘方針についての報告を行い、今春闘の情勢等について共有化を図りました。

続いて、「消費税転嫁対策特別措置法」をテーマに講演を行いました。表記テーマは3つの省庁等で担当しているため、各省庁より橋本正樹（公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課 普及啓発係長）、柴田修輔（消費者庁 表示対策課 景品・表示調査官）、南淵康行（国税庁 課税部消費税室改正消費税対応PT）の3名の講師をお招きし、各担当箇所をそれぞれご講演頂きました。

講演内容は、1.「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置（公正取引委員会）」については、特定事業者の遵守事項として、「減額・買ったとき」など行ってはいけない行為等について、2.「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置（消費者庁）」については、取引の相手に消費税を転嫁していない旨の表示として、「消費税は転嫁しません」など禁止される表示の具体例等について、3.「価格の表示に関する特別措置（国税庁）」については、誤認防止措置に該当する表示の具体例として、税抜価格のみを表示する場合等について、4.「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置（公正取引委員会）」については、転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）、表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）についてご講演頂きました。

講演後の質疑において、栗田博（フード連合政策局長）は「食品産業において消費税の価格転嫁分については、取引関係上弱い立場にある製造メーカーが負担することがないように、関係部署への指導や適正な対応をお願いしたい。」と述べました。

続いて、来賓として西藤久三（財団法人食品産業センター理事長）よりご挨拶を頂きました。

懇談会終了後、懇親会を行い、労使代表者による情報交換の場として、有意義な時間となりました。



労働組合側代表として挨拶するフード連合・松谷会長